

五月十四日曜日ニ勤労支払ハント

実行ス

六工場設備ヲ完全ニシ一切ノ配給品ヲ公平ニ分配スルコト
会社ノ財政ノ許ス限リ努メテ工場設備ヲ完全ニシ配給
品分配モ公平ニスル

七臨時出勤手当並ニ職業手当ハ五割支給スルコト
従来ノ通ニ割支給ス

八職長ヲ全従業員ノ公選トスルコト

職長制度ヲ変更スル意嚮ナリ

九公傷手当ヲ保険以外ニ四割支給スルコト

法定ハ百分ノ六十ナルカ当社ハ百分ノ七十ヲ支給ス

一〇健康保険料並ニ傷害手当ヲ会社ニ立替ヘルコト

兼認ス

一二年二回ノ定期昇給制ノ制定

不可能ナリ

一三皆勤賞其ノ増額スルコト

回答書ノ通

一四退職手当制度ノ制定

勤続満一年以上ニ付十五日分一ヶ月以上ハ一ヶ月ヲ増ス
毎二一日分加算

機械部要求事項ニ對シテ回答

一一切ノ工具ハ会社負担スルコト

不可能ナル又特殊ノモノニ對シテハ負担スルコト、ス

二職工出張ヲ三割増スコト

二割支給ス

三森東太郎ノ一昨年来ヨリノ減給ノ清算シテ支給スルコト

今後減給ノ介ヲ昇給セシム

四機械部部長ヲ自決サスコト